

一般社団法人 権利擁護支援センター・えん 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人権利擁護支援センター・えんと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山口県萩市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、意思能力はあるが、家族の支援を受けられず、老齢又は疾病等により、財産の管理・保全や生活の安定が図れない方並びに認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守り支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 任意代理契約による支援事業
- (2) 任意後見制度に基づく支援事業
- (3) 成年後見制度に基づく支援事業
- (4) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員

総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に次の役員を置く。

理事1名以上3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 代表理事は、理事の互選により定める。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があると

きは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第24条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 池田 壽昭

設立時理事 長岡 厚枝

設立時代表理事 池田 壽昭

(設立時社員氏名及び住所)

第25条 当法人の設立時社員の氏名住所は、次のとおりである。

萩市大字堀内 373 番地 11

設立時社員 池田 壽昭

萩市大字椿東 3158 番地 15

設立時社員 長岡 厚枝

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 権利擁護支援センター・えん 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員 池田 壽昭 ⑩

設立時社員 長岡 厚枝 ⑩